

6 文科高第 567 号
令和 6 年 7 月 10 日

各 国 立 大 学 法 人 の 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長 殿
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 日 本 学 生 支 援 機 構 理 事 長

高 等 教 育 局 長
池 田 貴 城

研 究 振 興 局 長
塩 見 み づ 枝

文 教 施 設 企 画 ・ 防 災 部 長
笠 原 隆

国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等
専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構に対する個人からの寄附に
係る所得税の税額控除制度の税制改正に係る告示の改正について（通知）

このたび、令和 6 年度税制改正の大綱（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）（以下「税制改正
大綱」という。）及び第 4 回デジタル臨時行政調査会（令和 4 年 6 月 3 日開催）において策
定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「デジタル原則プラン」
という。）を踏まえ、別添 1 のとおり、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 3 項の規
定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して
定める要件及び方法を定める告示（以下「修学支援告示」という。）及び租税特別措置法施
行令第 26 条の 28 の 2 第 4 項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大
臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示（以下「研究等支援告
示」という。）を改正しました。

今般の改正は下記のとおりですので、各国立大学法人等におかれましては、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

税額控除制度は個人寄附者にとっては、所得控除制度よりも大きな控除効果が見込まれ、また、今回税額控除制度の対象も新たに拡大することにより、多様な寄附目的を有する個人寄附者からの寄附が見込まれますので、各国立大学法人等におかれましては、本制度を活用して一層の寄附金の募集を行うことにより、学生や若手研究者等への支援の強化に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 修学支援告示の改正の概要

(1) 税制改正大綱を踏まえた改正

税制改正大綱により、国立大学法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度について、適用対象となるその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であるものの寄附金の使途に係る要件について、各法人の行う事業の範囲に、次に掲げる事業を加える。

- ① 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料減額を目的として次に掲げる費用の一部を負担する事業
 - (イ) 当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費
 - (ロ) 民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料
- ② 障害のある学生等に対して、個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業（経済的理由により修学が困難な学生等を対象とする事業であることとの要件を適用しない）

(2) デジタル原則プランを踏まえた改正

デジタル原則プランを踏まえ、アナログ規制に該当する「修学支援基金名称等確認書類」及び「修学支援基金明細書」の閲覧に関する規定について、当該法人の事務所に据え置く方法に加え、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法も新たに義務付ける。

2. 研究等支援告示の改正の概要（内容は上記「1.（2）」と同じ）

(1) デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに伴う改正

デジタル原則プランを踏まえ、アナログ規制に該当する「研究等支援基金名称等確認書類」及び「研究等支援基金明細書」の閲覧に関する規定について、当該法人の事務所に据え置く方法に加え、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法も新たに義務付ける。

3. 経過措置

- (1) 上記「1. (1)」に関する今回の改正の内容は、控除予定年が令和6年以後である場合についてのみ適用されること。(修学支援告示の改正告示附則第2条関係)
- (2) 上記「1. (1)」に関する今回の改正の内容を受けて、既に確認を受けている修学支援基金名称等確認書類の内容に異動を生じさせ、令和6年において新たな修学支援基金名称等確認書類に基づく適用を受けようとする場合には、国立大学法人等の当該新たな修学支援基金名称等確認書類に係る文部科学大臣等への提出期限は、令和6年9月30日までとすること。(修学支援告示の改正告示附則第3条及び第4条関係)

4. 留意事項

- (1) 修学支援基金名称等確認書類の内容に異動を生じさせる場合であって、その内容が告示の要件に該当しないと認められる場合には、新たな内容についての適正な税制上の効果を生じさせないこと。
- (2) 修学支援基金名称等確認書類の内容に異動を生じさせる場合には、あらかじめ当該内容について文部科学省等に相談することが可能であること。
- (3) 今般の改正に伴う新たな内容に基づいて寄附金を受入れるに当たっては、修学支援基金名称等確認書類の内容の異動について、文部科学省等における確認を受けた後に行うこと。
- (4) 修学支援基金名称等確認書類の内容に異動を生じさせた場合であっても、従前受け入れた寄附金に係る用途については、当然にその寄附金の受入れ時における寄附の名目を踏まえて取り扱うこと。
- (5) 修学支援基金名称等確認書類の内容に異動を生じさせた場合にあつては、異動前後において令和6年以後の修学支援基金明細書の記載を書き分けること。
- (6) 修学支援基金名称等確認書類の内容に異動を生じさせる場合であって、上記「3. (2)」の手續により提出される書類の内容が令和7年において適用を受けるための手續により提出される書類の内容と同一である場合にあつては、一の書類でもってそれぞれの手續により提出される書類とみなすことが可能であること。

添付資料

- 別添1 租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の改正告示(令和6年総務省・文部科学省告示第1号)

別添2 租税特別措置法施行令第26条の28の2第4項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示の改正告示（令和6年総務省・文部科学省告示第2号）

【本件に関する問い合わせ先】

<国立大学法人担当>

高等教育局 国立大学法人支援課 電話：03-6734-3760

<大学共同利用機関法人担当>

研究振興局 大学研究基盤整備課 電話：03-6734-4082

<公立大学法人担当>

高等教育局 大学教育・入試課 電話：03-6734-3370

<独立行政法人国立高等専門学校機構担当>

高等教育局 専門教育課 電話：03-6734-3347

<寄宿舍整備関係担当>

文教施設企画・防災部計画課 電話：03-6734-2612

<独立行政法人日本学生支援機構担当>

高等教育局 学生支援課 電話：03-6734-3353

○ 総務省 告示第一号
文部科学省

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、平成二十八年 総務省 告示第二号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十七日

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>1 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業（独立行政法人日本学生支援機構にあつては、イ(2)に掲げるものに限る。）に限定されていること。</p> <p>イ 次に掲げる事業であつて、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの</p> <p>(1) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業</p> <p>(2) 学資金を貸与し、又は支給する事業</p> <p>(3) 当該法人が教育研究上必要があると認めたと認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業</p> <p>(4) 当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業</p> <p>(5) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業</p> <p>ロ 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であつて、障害のある学生等に対するもの</p> <p>「号の細分を削る。」</p>
改正前	<p>1 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該寄附金の使途が、当該法人が実施する次に掲げる事業であつて、経済的理由により修学に困難がある学生等に対するもの（独立行政法人日本学生支援機構にあつては、ロに掲げるものに限る。）に限定されていること。</p> <p>イ 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部を免除する事業</p> <p>「(1)を加える。」</p> <p>「(2)を加える。」</p> <p>「(3)を加える。」</p> <p>「(4)を加える。」</p> <p>「(5)を加える。」</p> <p>ロ 学資金を貸与し、又は支給する事業</p> <p>ハ 当該法人が教育研究上必要があると認めたと認めた学生等の留学に係る費用を負担する事業</p>

「号の細分を削る。」

三 前号イ(2)に掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が就学支援基金に繰り入れられること。

四 当該法人に設置された就学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を含む。以下「就学支援基金名称等確認書類」という。）並びに就学支援基金への受入額及び就学支援基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「就学支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することとしてしていること。

五 「略」

2 令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、

二 当該法人の就業規則等において定めるところにより、学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を当該法人の教育研究に係る業務に従事させ、学生等に対して手当を支給する事業

三 前号ロに掲げる事業のうち学資金を貸与する事業を実施する場合には、貸与金の返還分が就学支援基金に繰り入れられること。

四 当該法人に設置された就学支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「就学支援基金名称等確認書類」という。）並びに就学支援基金への受入額及び就学支援基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（以下「就学支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、閲覧させるとして

五 「同上」

2 令第二十六条の二十八の二第三項に規定するその寄附金が学生等に対する修学の支援のための事業に充てられることが確実であり、かつ、

その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。

その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第四号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示による改正後の平成二十八年

総務省
文部科学省

告示第二号（以下「新告示」という。）第

一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年

総務省
文部科学省

告示第二号（以下「平成二

十八年告示という。）第三項第一号に規定する控除予定年（以下「控除予定年」という。）が令和六年以後である場合について適用し、控除予定年が令和五年以前である場合については、なお従前の例による。

第三条 文部科学大臣が、平成二十八年告示第三項の規定に基づき、同項第一号の国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構から、控除予定年（令和六年に限る。）の前年にこの告示によ

る改正前の平成二十八年

総務省
文部科学省

告示第二号（以下「旧告示」という。）第一項第四号に規定す

る修学支援基金名称等確認書類（これらの法人が平成二十八年告示第三項第二号に規定する法人に

該当する場合には、当該修学支援基金名称等確認書類及び旧告示第一項第四号に規定する修学支援基金明細書）を提出させ、その内容を確認している場合であって、新告示第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用により当該修学支援基金名称等確認書類の内容につき異動が生じたときは、文部科学大臣は、当該国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構から、令和六年九月三十日までに、新告示第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認しなければならない。

第四条 平成二十八年告示第四項第一号に規定する文部科学大臣等（以下「文部科学大臣等」という。）が、同項の規定に基づき、同号の公立大学法人から、控除予定年（令和六年に限る。）の前年に旧告示第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類（当該公立大学法人が平成二十八年告示第四項第二号に規定する公立大学法人に該当する場合には、当該修学支援基金名称等確認書類及び旧告示第一項第四号に規定する修学支援基金明細書）を提出させ、その内容を確認している場合であって、新告示第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用により当該修学支援基金名称等確認書類の内容につき異動が生じたときは、文部科学大臣等は、当該公立大学法人から、令和六年九月三十日までに、新告示第一項第四号に規定する修学支援基金名称等確認書類を提出させ、その内容を確認しなければならない。

○ 総務省
文部科学省 告示第二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、令和二年 総務省 告示第一号（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第四項の規定に基づき、文部科学大臣又は文部科学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める要件及び方法を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和六年六月二十七日

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 盛山 正仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>1 「略」</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 国立大学法人等に設置された研究等支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を含む。以下「研究等支援基金名称等確認書類」という。）並びに研究等支援基金への受入額及び研究等支援基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（当該明細書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「研究等支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該国立大学法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧させるとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することとしていること。</p> <p>四 「略」</p> <p>2 令第二十六条の二十八の二第四項に規定するその寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>1 「同上」</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 国立大学法人等に設置された研究等支援基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類（以下「研究等支援基金名称等確認書類」という。）並びに研究等支援基金への受入額及び研究等支援基金からの支出額等の明細書であつて、監事の監査を受けたもの（以下「研究等支援基金明細書」という。）について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定に準じて当該国立大学法人等の主たる事務所に備え置き、閲覧させることとしていること。</p> <p>四 「同上」</p> <p>2 令第二十六条の二十八の二第四項に規定するその寄附金が学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられることが確実であり、かつ、その事業活動が適正なものとして文部科学大臣及び</p>

総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第三号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第三十五条の二において準用する場合を含む。）とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。

総務大臣が財務大臣と協議して定める要件は、前項各号に掲げる要件とする。この場合において、同項第三号中「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十八条第三項（国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）第三十五条において準用する場合を含む。）とあるのは、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第三項」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。